

皆さんの生活に身近なものをピックアップしてお知らせします



条例改正 町立保育所の開所時間を午後6時30分に延長ほか

寄居町立保育所条例の一部改正

開所時間を30分延長
午後6時30分まで

この改正の内容
保育サービス向上のため、平成29年4月から城南・男衾・用土の3保育所の開所時間が30分延長され、午前7



子育て世帯をさらに支援

時30分から午後6時30分までになります。なお、寄居保育所は、従来どおり午前7時30分から午後7時00分までが開所時間です。

議会から町へここを聞く！(質疑)
全町立保育所の開所を、午後7時まで延長する考えは。

今年5月に行った町立保育所と民間保育園のお迎え時間の調査では、午後6時から6時30分の間に多くの保護者が来ています。開所時間の午後7時までの延長は、現在実施する考えはありません。引き続き利用世帯の把握に努め、状況に応じて延長保育について検討したいと思えます。

議会の議決すべき事件(*3)を定める条例の制定

基本構想の策定や変更は議会の議決を経ることに

条例制定の内容
町の最上位計画である基本構想や基本計画の策定・変更、あるいは計画期間満了前の廃止には、議会の議決を要することを規定するものです。平成23年の地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定と議会の議決を経るかは町の判断に委ねられました。しかし、基本構想は町の最上位計画であり、議会の議決を得るべきとの考えにより条例制定するものです。

議会から町へここを聞く！(質疑)
他の事案も議決事件とすべきではないか。

改正前の地方自治法では、基本構想のみ議決案件でした。町では構想に基づく基本計画も同様の重要性を持つものと考え、この条例では基本計画も議会の議決を要する事件としました。将来、町として必要と判断した場合は、項目を増やすなど一部改正は可能と考えています。

公の施設の指定管理者(*4)の指定

アグリナ館の指定管理者が決まりました
農産物加工施設(アグリナ館)の管理のため、アイル・コーポレーション(株)を指定



製麺室・ジェラート加工室など、各加工室の貸し出しも行います

管理者とするものです。指定期間は、平成28年10月から33年3月末まで。指定管理者は、施設の保守管理や加工室の貸し出しのほか、自主事業も行います。

工事請負契約の締結

小学校のエアコン設置工事は平成29年3月末まで

小学校6校のエアコン設備設置工事の契約を締結するものです。3業者が2校ずつ施工し、工期は平成29年3月31日まで。契約の総額は4億254万8400円です。

工事の内容

- ①寄居小学校 35室・桜沢小学校 21室
請負金額：1億3033万4400円
請負業者：株式会社ソーセツ(熊谷市)
- ②折原小学校 19室・男衾小学校 35室
請負金額：1億2491万2800円
請負業者：長沼設備工業株式会社(本庄市)
- ③用土小学校 27室・鉢形小学校 30室
請負金額：1億4730万1200円
請負業者：温井住設株式会社(本庄市)

補正予算
一般会計(第1回)
2億1884万円(↑9%増)

歳入の主な内容
普通交付税の増額 約710万円
(仮称)寄居PAsマートIC負担金の増額 約6900万円
地方創生加速化交付金を新規計上 550万円
社会資本整備総合交付金の増額 550万円
みどりいっぱい園庭・校庭・促進事業補助金で新規計上 700万円

歳出の主な内容
議場音響・映像設備改修工事費の新規計上 2400万円
アクティブシニア社会参加応援事業委託料の新規計上 約170万円
行政情報システム管理委託料(マイナンバー制度総合運用テスト)の増額 約180万円
定期化される乳幼児のB型肝炎予防接種委託料の増額 500万円
ため池耐震調査業務委託料を新規計上 約920万円

補正予算
一般会計(第2回)
里山・平地林再生事業委託料を新規計上 約500万円
(仮称)寄居PAsマートIC整備工事費の増額 3000万円
(仮称)寄居PAsマートIC整備負担金の増額 約7350万円
男衾小学校の校庭芝生化工事費などの新規計上 700万円
男衾小学校校庭芝生化工事は、県の彩の国みどり基金を活用。同校では以前から地元ボランティア団体が芝生化を推進していたもの。団体の知識と経験を中心に維持管理を考えています。

歳入の主な内容
財政調整基金繰入金 約390万円

歳出の主な内容
ブータン王国オリンピックチケット事前合宿調印式挙行業務委託ほかを新規計上 約390万円

(*3) 議会の議決すべき事件…地方自治法の規定で、県・市町村議会は、条例の設置や改正・廃止など法で定められている事件のほか、県・市町村に関する事件を議決すべきものとして条例で定めることができます。

(*4) 指定管理者…地方公共団体が設置する「公の施設」の目的を効果的に達成するため必要があるときに、法人その他の団体に当該「公の施設」の管理を行わせる制度です。